

がん検診・特定健診・後期高齢者健診のお知らせ

下記の日程でがん検診、特定健診、後期高齢者健診を実施します。受診を希望される方は電話または申し込みハガキで役場までご連絡ください。実施日が近づきましたら、受診票などを個別に送付します。

月 日	事業名	場所	時間（受付時間）
5月	23日（木） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	七里集会所（旧 JA 松葉川支所） ※結核・肺がんは巡回あり	8：00～9：30
	24日（金） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	米奥集会所 ※結核・肺がんは巡回あり	8：00～9：30
	29日（水） 子宮頸がん・乳がん検診	昭和基幹集落センター 十和体育館	9：00～11：00 13：30～15：30
	30日（木） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	大正北ノ川多目的集会所 ※結核・肺がんは巡回あり	8：00～10：00
	30日（木） 結核・肺がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	打井川地域づくりセンター	13：30～14：00
6月	31日（金） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	下津井体育館 ※結核・肺がんは巡回あり	8：30～9：30
	31日（金） 結核・肺がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	大奈路体育館 ※結核・肺がんは巡回あり	13：30～14：30
	13日（木） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	東又基幹集落センター ※結核・肺がんは巡回あり	8：00～9：30
6月	14日（金） 結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	東又基幹集落センター ※結核・肺がんは巡回あり	8：00～9：30
	14日（金） 結核・肺がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	志和コミュニティセンター	13：30～14：30

※結核・肺がん検診は検診バスで各地へ巡回しています。巡回場所については、区長回覧および受診票などの個別通知にてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎22-3115

5月は赤十字会員増強運動月間です

日本赤十字社は、災害救護やいのちと健康を守る各種講習を通じ、県民の皆さまとともに「人間のいのちと健康、尊厳を守る」取り組みを進めています。
こうした活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金（会費・寄附金）で行われています。
本年も皆さまの温かいご支援をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
日赤高幡地区四万十町分区 町民課 ☎22-3117

【広告】

高年齢者のみなさま、地域社会のために、自らのために
あなたの豊かな経験と能力を活かしてみませんか。

- ※入会を希望される方は、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方。
- ※入会手続きと問い合わせは、随時、シルバーセンター事務所で受け付けます。いつでもお気軽にお問い合わせください。



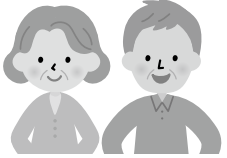
会員募集！

社会参加の輪をひろげ、地域社会に貢献する
(公社)四万十町シルバー人材センター
四万十町香月が丘4番20号 ☎29-6021

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

(1) 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ

下の「◆条件」に当てはまる方について、保険料の均等割^(※1)の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。



- ◆条件 ①世帯主および同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額^(※2)が33万円以下、かつ
②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない。



(※1) 均等割：保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

(※2) 収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入－公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

〔後期高齢者医療制度について〕 町民課 ☎22-3117

年金収入80万円以下の方への他制度からの支援について

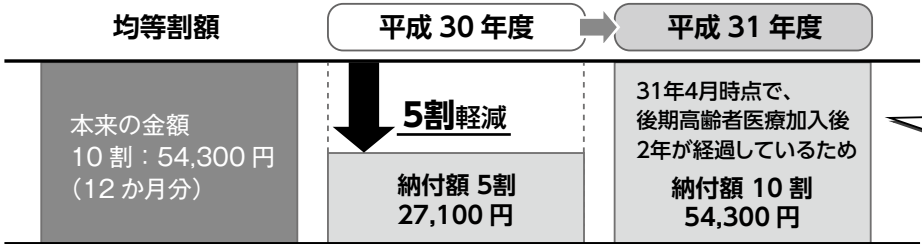
- ①平成31年度の介護保険料の負担軽減が強化されます。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。
- ②今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合などは支給の対象外となります。基準額は月5,000円ですが、金額は年金保険料を納めた期間などにより異なります。

〔介護保険について〕
健康福祉課 ☎22-3115

〔年金生活者支援給付金について〕
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険や共済組合などの被扶養者であった方へ

保険料の均等割^(※1)の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。



(例)
元被扶養者であった方で、
平成31年3月以前に
77歳に到達している方

3月以前に77歳に到達している方	世帯の所得が一定程度ある場合、平成31年度から軽減は適用されません。
76歳以下の方	77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。
障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25か月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

【お問い合わせ先】 町民課 ☎22-3117